

# 令和3年第6回富士見市農業委員会総会議事録

開催年月日 令和3年6月25日（金）

開催場所 市役所 全員協議会室

開会時刻 13時30分

閉会時刻 14時50分

議長 会長 田中金治

## 委員出席状況

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1番	田中金治	出	8番	島田和雄	欠
2番	萩元不二夫	出	9番	島田秀男	欠
3番	萩島保夫	欠	10番	新井稔	出
4番	細田勉	欠	11番	清水登與雄	出
5番	細田福三	出	12番	渋谷貞男	出
6番	大澤英司	出	13番	長堀進	出
7番	大曾根高男	出	14番	丸山隆一	欠
出席 9名			欠席 5名		

## 農地利用最適化推進委員出席状況

担当区域	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
水谷1	田中 弥一	欠	南畑1	関根 和市	欠
水谷2	神山 稔	欠	南畑2	谷合 章	欠
鶴瀬1	横山 勝之	欠	南畑3	萩原 好伸	欠
鶴瀬2	星野 幸夫	欠			
出席 0名			欠席 7名		

## 職務のため出席した事務局職員

事務局長	谷 合 正 史	事務局主査	吉 野 武 明
事務局主任	荒 木 貢		

---

富士見市農業委員会総会会議規則第4条により会長が議長になり議事を進行した。

---

本日の総会は、新型コロナウイルス感染症に伴う対応により、委員数を削減し、農業委員9名にて開催いたします。

農業委員の出席は過半数に達しており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたします。

---

#### 日程第1 議事録署名委員の指名

議長は、指名により推薦したい旨諮ったところ、全委員の賛同を得たため、次の者を指名する。

- |     |        |    |
|-----|--------|----|
| 11番 | 清水 登與雄 | 委員 |
| 12番 | 渋谷 貞男  | 委員 |
| 13番 | 長堀 進   | 委員 |
- 

#### 日程第2 議 事

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第3条第1項の規定による許可申請2件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、委員に諮り、全委員の賛成により「可」とした。

※議案第1-1、1-2については関連性があるため一括審議とした。

○議案第1-1、1-2

(事務局説明)

「申請地」…申請地の位置をご確認ください。現地については6月14日に確認し、適正に管理されていた。

「申請理由」…譲受人」農業経営拡大のため。「譲渡人」農業経営縮小のため。

○農地法第3条2項要件について

① 全部効率利用要件

(議案1-1、1-2)

・所有農地営農状況…所有農地(所有地1,163㎡、借入地0㎡)については適正に管理されている。所有農地が所在する農業委員会に利用状況等を確認済。

・農機具所有状況…トラクター1、田植機1、コンバイン1

・従事人数…世帯員2名

・申請地までの通作距離…4km

② 「農作業常時従事要件」

(議案 1-1、1-2)

- ・世帯員 2 名
- ・本人、妻…本人 150 日、妻 100 日

③ 「下限面積要件」

…権利を取得しようとするもの、または世帯員が取得後において耕作すべき農地の合計面積が都府県では 50 a に達すること。

(議案 1-1)

- ・権利取得後の耕作面積 5, 654 m<sup>2</sup> 【同時申請地合計：6652 m<sup>2</sup>】

(議案 1-2)

- ・権利取得後の耕作面積 2, 161 m<sup>2</sup> 【同時申請地合計：6652 m<sup>2</sup>】

④ 「地域との調和要件」

(議案 1-1、1-2)

申請地は周辺と同様の方法で管理するため周辺の事業への支障はありません。農薬の使用方法については地域の防除基準に従います。

以上農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。事務局からは以上です。

(担当委員からの説明)

譲渡人を訪問し話を伺い、現地を確認しました。事務局説明のとおり支障がないと思われ  
ます。

第 2 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

○ 議長は、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 4 件を議題として上程し、事務局  
の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、農地転用基準に照らし「適当」であると  
した。

○議案第 2-1

(事務局説明)

申請目的「住宅敷地の拡張(駐車場)」の案件でございます。

「立地基準」

- ・申請地の前面道路に上・下水道管の 2 種類が埋設されており、かつ 500 m 以内に  
南畑小学校及び南畑幼稚園の 2 以上の教育施設があることから、第 3 種農地と判断  
されます。

「一般基準」

- ・盛土、切土はなく整地の上、砂利敷きとする計画となっています。
- ・汚水、雑排水はなく、雨水排水については砂利敷きのため、浸透させることとなっています。
- ・改良区には該当していません。
- ・資金については、申請者の父親が工事を行う為、工事費は掛かりません。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

○議案第2－2

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・農地が河川、県道、住宅等により分断されており、一団の農地規模が概ね10ヘクタール未満の区域内であることから、第2種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・汚水・雑排水は前面道路の公共下水道管に接続、雨水排水は浸透トレンチにて敷地内処理。
- ・改良区には該当していません。
- ・資金については、融資で対応することとしており、「住宅ローン事前審査結果通知書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

○議案第2－3

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・申請地の前面道路に上・下水管の2種類が埋設されており、かつ500m以内に勝瀬中学校、勝瀬小学校の教育施設が2つ以上あることから、第3種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・汚水・雑排水は前面道路の公共下水道管に接続、雨水排水は浸透トレンチにて敷地内処理。
- ・隣地境界には新設コンクリートブロック2段積を設置。
- ・隣接土地所有者から「転用計画についての同意書」が提出されております。

- ・改良区には該当しておりません。
- ・資金については、自己資金及び融資で対応することとしており、「残高証明書」「住宅ローン事前審査結果通知書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

#### ○議案第2－4

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・農地が河川、県道、住宅等により分断されており、一団の農地規模が概ね10ヘクタール未満の区域内であることから、第2種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・汚水・雑排水は前面道路の公共下水道管に接続、雨水排水は浸透トレンチにて敷地内処理。
- ・隣地境界には新設コンクリートブロック2段積を設置。
- ・改良区には該当しておりません。
- ・資金については、融資で対応することとしており、「住宅ローン事前審査結果通知書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

#### 第3号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

○議長は、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認3件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り、全て農地の利用状況の区分は、「自ら所有し、自ら農地として使用している。」と承認された。

#### ○議案第3－1

(事務局説明)

本件は、平成13年に相続税の納税猶予の特例の適用を受けている農地について、免除とする期日が令和4年の3月となっておりますことから、農地として適正に利用されているか否かについて、川越税務署より現地の利用状況の確認調査を求められているものの案件でございます。

事務局において、利用状況確認書に記載された農地について、6月14日に調査、確認した結果、いずれも農地として利用されていることを報告いたします。

(担当委員からの説明)

現地確認しましたところ、ご自身で耕作し農地として管理されていることを確認しました。

○議案第3－2

(事務局説明)

本件は、平成13年に相続税の納税猶予の特例の適用を受けている農地について、免除とする期日が令和4年の4月となっておりますことから、農地として適正に利用されているか否かについて、川越税務署より現地の利用状況の確認調査を求められているものの案件でございます。

事務局において、利用状況確認書に記載された農地について、6月14日に調査、確認した結果、いずれも農地として利用されていることを報告いたします。

(担当委員からの説明)

現地確認しましたところ、ご自身で耕作し農地として管理されていることを確認しました。

○議案第3－3

(事務局説明)

本件は、平成13年に相続税の納税猶予の特例の適用を受けている農地について、免除とする期日が令和4年の6月となっておりますことから、農地として適正に利用されているか否かについて、川越税務署より現地の利用状況の確認調査を求められているものの案件でございます。

事務局において、利用状況確認書に記載された農地について、6月14日に調査、確認した結果、いずれも農地として利用されていることを報告いたします。

(担当委員からの説明)

現地確認しましたところ、ご自身で耕作し農地として管理されていることを確認しました。

第4号議案 生産緑地に係る農業従事者の証明について

○議長は、生産緑地に係る農業従事者の証明について1件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員の賛成により「承認」とした。

○議案番号第4－1

- ・申出事由…主たる従事者の死亡

(事務局説明)

6月14日に現地を確認したところ、保全管理されていました。従事者は、高齢になり徐々にできる作業も少なくなり、近年は自宅先の農地の草刈等の管理をされていた。申請地では5年ぐらい前までは季節野菜を中心に作付けをされていたが、近年は保全管理をするにとどまっていた。

(担当委員からの説明)

事務局の説明のとおり、支障がないと思われます。

第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

○議長は、相続税の納税猶予に関する適格者証明2件を議題として上程し、事務局の説明の後、全委員の賛成により案件を「承認」とした。

○議案第5-1

(事務局説明)

事務局において、6月14日に現地確認を行いました。証明願いに記載された農地10筆8,114㎡について、農地としての管理されていることを確認しました。申請者は家族3人で農業経営をされており、従事日数、農業用機械の所有状況も問題がないものと思われます。

(担当委員からの説明)

申請者を訪問し、現地調査をいたしました。家族できちんと農業経営をしている方であり、支障がないと思われます。

○議案第5-2

(事務局説明)

事務局において、6月14日に現地確認を行いました。証明願いに記載された農地5筆4,647㎡について、農地としての管理されていることを確認しました。申請者は家族1人で農業経営をされており、従事日数、農業用機械の所有状況も問題がないものと思われます。

(担当委員からの説明)

申請者を訪問し、現地調査をいたしました。きちんと農業経営をしている方であり、支障がないと思われます。

## 第 6 号議案 生産緑地の取得の斡旋について

○議長は、生産緑地の取得の斡旋 1 件を議題として上程し、事務局の説明の後、斡旋がある場合には、事務局へ申し出ることとした。

### ○議案第 6 - 1

(事務局説明)

本件は、以前総会において主たる従事者の死亡により「生産緑地に係る農業従事者証明」について審議・承認いただいた案件に関する斡旋でございます。

その後、市に対して生産緑地の買取申出がありましたが、市では買取り予定がないため富士見市長より「生産緑地の取得の斡旋について(依頼)」がございました。皆様には、営農希望者へ取得の斡旋をよろしくお願いいたします。

希望者がいる場合は 7 月 12 日までに事務局まで報告をお願いします。

## 日 程 第 3 専決処理報告

1. 農地法第 4 条及び農地法第 5 条の規定による農地転用届出について、富士見市農業委員会会長専決規定第 3 条に基づく専決処分状況報告を事務局より次のとおり行った。

(専決の期間 令和 3 年 5 月 18 日から令和 3 年 6 月 17 日まで)

- |                                |      |
|--------------------------------|------|
| (1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出 | 1 件  |
| (2) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出 | 10 件 |

## 日 程 第 4 協 議 報 告 事 項

1. その他



---

議長は、令和3年第6回富士見市農業委員会総会の閉会を宣言する。

---

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年6月25日

議 長

---

1 1 番

---

1 2 番

---

1 3 番

---